

塩竈市災害廃棄物処理計画の概要について

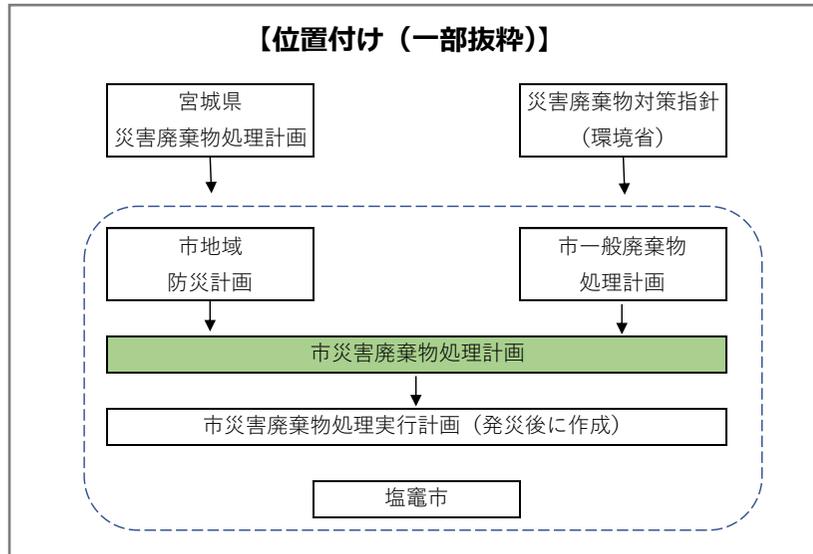
1. 基本的事項 (第1章第1節関係)

① 計画策定の趣旨

本計画は、自らが被災することを想定し、国指針や県計画を踏まえて、災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するために必要な事項を取りまとめるもの。

② 計画の位置付け

本計画は、塩竈市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画、塩竈市地域防災計画と整合を図り、国指針、県計画を踏まえて、災害廃棄物対策の基本的方向性を示すもの。



2. 東日本大震災時の災害廃棄物処理 (第1章第2節関係)

① 災害廃棄物の処理経過

年月日	経過
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生
3 月 15 日	・災害廃棄物回収、処理作業に着手 (廃棄物埋立処分場、新浜町公園、浦戸民有地を一次仮置場とする) ・家庭ごみの集積所からの回収再開
4 月 14 日	宮城県と「災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約」を締結
5 月	県から越の浦漁港用地を無償借用 (一次仮置場)
7 月下旬	道路上などに散乱したがれきの回収完了
平成 24 年 3 月	新浜町公園の一次仮置場を閉鎖
平成 25 年 6 月	処分場に残る混合廃棄物の処理を県に依頼
平成 26 年 3 月	県の処理もあわせ、災害廃棄物処理が完了

② 災害廃棄物の処理量

合計 320,815t (可燃、不燃、津波堆積物、その他)

③ 災害廃棄物の処理に係る課題

- ・関係団体、事業者との連携
- ・仮置場の選定及び適正管理
- ・浦戸地区における処理体制の構築
- ・膨大な事務処理への対応

3. 災害廃棄物処理対策の基本的事項 (第2章第1節関係)

① 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震、風水害及びその他の自然災害とする。また、災害の具体的想定は、地震については、宮城県が調査を行った「第五次地震被害想定調査(令和5年11月)」で想定される地震と、近年で本市に特に大きな被害をもたらした風水害とする。

種類	概要	想定
地震災害	地震の揺れ及びこれにより発生する津波、火災、液状化、急傾斜地崩壊等	東北地方太平洋沖地震
風水害等の自然災害	台風、集中豪雨、土砂災害、河川氾濫、高潮等	令和元年東日本台風

② 災害廃棄物推計量(トン)

災害廃棄物の種類	東北地方太平洋沖地震	令和元年東日本台風
可燃物	29,038 (8%)	7 (4.4%)
不燃物	101,633 (28%)	114 (70.5%)
コンクリートがら	210,526 (58%)	16 (9.9%)
金属くず	10,889 (3%)	1 (0.6%)
柱角材	10,889 (3%)	3 (2.1%)
その他	—	1 (0.6%)
土砂	—	2 (12.0%)
小計	362,976 (100%)	161 (100.0%)
津波堆積物	140,647	—
合計	503,623	161

③ 仮置場必要面積推計値

区分	東北地方太平洋沖地震	令和元年東日本台風
津波堆積物除く	94,439.4 m ²	35.2 m ²
津波堆積物含む	125,126.0 m ²	—

※②の推計量をもとに災害廃棄物対策指針により算出

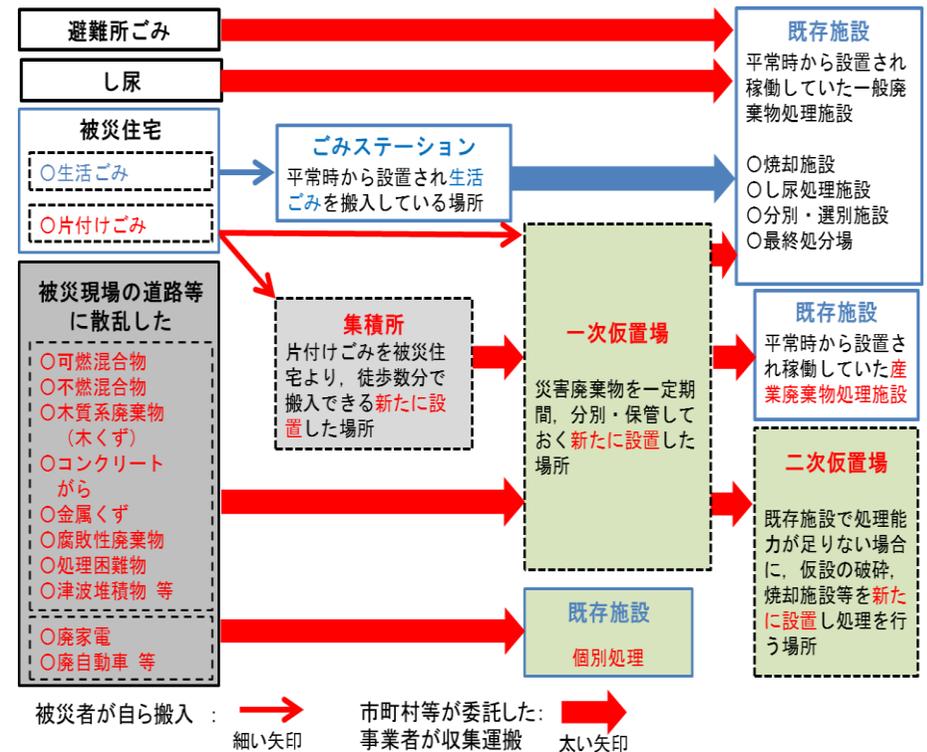
④ 災害廃棄物処理に係る基本方針

- (1)「減災」に向けた対策の推進…平時からの減災の意識付け
- (2)災害廃棄物処理への事前の備え…迅速な初動体制の整備
- (3)災害廃棄物処理の実施…短期間での処理と再資源化の推進
- (4)災害対応力向上のための人材育成等…継続的な教育訓練とスキルの継承

4. 災害廃棄物の処理 (第2章第3節関係)

① 災害廃棄物処理の流れ

災害時は、生活ごみ、避難所ごみの処理を災害廃棄物の対応と並行して行う。し尿の処理に関しても同様である。



② 収集運搬

災害時は、平時の収集運搬体制で対応可能な量を上回る廃棄物の発生が想定されることから、災害廃棄物を速やかに生活圏から撤去するよう、生活ごみ収集運搬業務の委託業者等と連携し対応する。

③ 仮置場

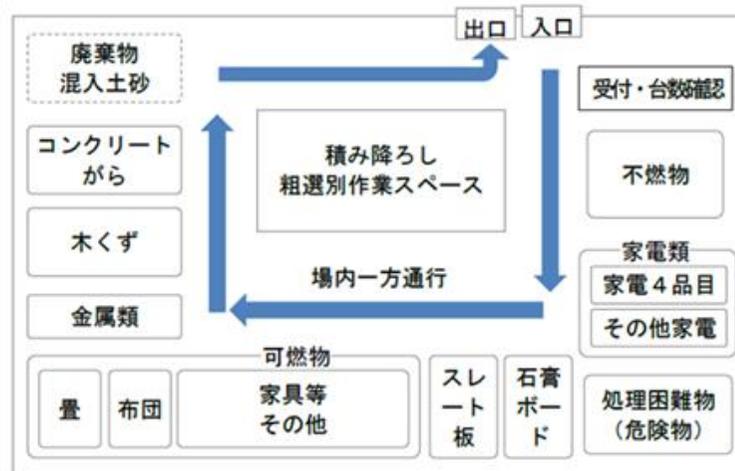
災害廃棄物の処分を効率的に進めるため、災害時には災害廃棄物の発生量に応じ、速やかに仮置場を設置し、搬入物の分別を徹底する。

また、仮置場の面積の不足が見込まれることから、二次仮置場の早期設置について、県へ要請するとともに、速やかな搬出に努める。

【仮置場候補地】

No.	名称	仮置場面積
1	廃棄物埋立処分場	約 16,700 m ²
2	越の浦漁港用地	約 8,100 m ²
3	桂島・野々島・寒風沢の各民有地	約 12,000 m ²

※仮置場面積は東日本大震災時の実績より算出



【仮置場レイアウト案】

④ 廃棄物処理

災害廃棄物は、生活環境保全上の支障が生じないように、円滑、迅速かつ適正な処理に努める。さらに、排出時にも分別を働きかけ、可能な限りの再資源化に努める。

○中間処理・再資源化

想定される災害廃棄物廃棄物の種類ごとに、処理方法や処理先を検討し、必要な事前調整等を行う。

○処理困難物、洪水堆積物

平時に処理していない廃棄物について、処理先に関する情報を収集し、リスト化する。

⑤ 環境対策

災害廃棄物の処理においては、安全衛生の確保や地域住民の生活環境への影響を防止するため、必要に応じ環境モニタリングを行う。

⑥ 家屋解体

損壊家屋の解体は、原則として所有者が実施する。しかし、倒壊のおそれがある等の生活環境保全上の支障が認められる場合には、市で撤去及び解体を行う必要があるため、関係部局間の連携体制を構築し、申請受付や解体作業等の体制を早期に整備する。

⑦ 住民対応

発災時には、被災者などから様々な相談、問い合わせが想定されることから、対応できる体制を速やかに整備する。

また、災害後には、災害廃棄物に関わる混乱を避けるため、SNSや広報紙等を活用し、必要な情報を速やかかつ確実に発信する。

5. 災害廃棄物処理体制 (第2章第4節関係)

① 組織体制・指揮命令系統の整備

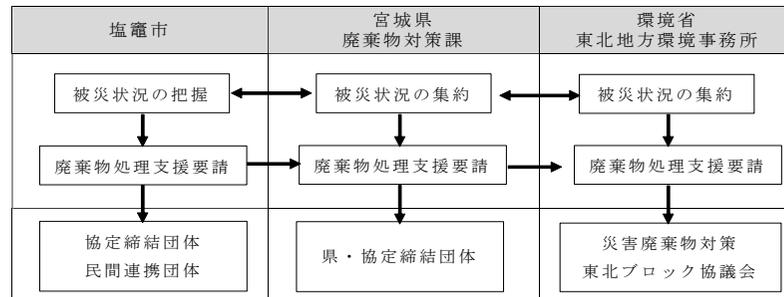
災害発生時の災害廃棄物対策に係る組織体制及び指揮命令系統は、市地域防災計画に準ずる。

市民生活部環境課(災対市民生活部環境班)は、清掃(し尿)及び災害廃棄物に係る業務を担当する。

家屋解体など、専門的知識を要する業務が増加することから、関係部局からの支援体制を早期に構築する。

② 災害時の情報収集・伝達

災害時には、被災情報を正確に把握することが迅速な対応につながる他、関係機関との相互連携が重要であることから、情報の収集伝達手段を最優先に確保する。



③ 一般廃棄物処理施設

災害により被害を受けた場合は、早期に復旧対策を講じるとともに、平時からの適切な施設の維持管理に努める。

区分	施設名
焼却施設	塩竈市清掃工場
資源化施設	新浜リサイクルセンター
	伊保石リサイクルセンター
埋立処分場	塩竈市廃棄物埋立処分場

④ 協力、支援体制の構築

災害廃棄物の処理主体は市であるが、災害時には関係機関や関係事業者等との連携が不可欠である。

特に、災害廃棄物の量が膨大である等により、本市単独での処理が困難と判断された場合には、関係機関及び関係事業者へ支援要請を行うことが必要となることから、平時において、以下のとおり協力、支援体制を構築する。

- ・自衛隊、警察、消防との連携
- ・他自治体の協力、支援体制
- ・民間事業者等との連携
- ・ボランティアとの連携
- ・県、国の協力、支援体制
- ・受援体制
- ・県・国による災害廃棄物処理

6. 計画の推進等 (第3章関係)

① 計画の見直し

地域防災計画や一般廃棄物処理計画の改訂、国指針や県計画の改訂及び国内における災害対応事例等を踏まえ、適宜見直しを行う。

② 人材の育成

平時から職員を対象とした防災訓練や机上訓練等を継続的に実施するとともに、災害廃棄物対策を担う人材の育成を図る。

③ 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害時には、災害廃棄物処理に関する基本的な方針や具体的な処理期間、処理方法等を含めた実行計画を定める。